

# 12/4 法廷 福田議員尋問の原稿メモ（問答想定） 草案

原告 戸田ひさよし 2015年

※これを読む傍聴支援等の人達への注意※

- 1: 「尋問40分」とは質問と回答併せての時間なので、**実質的質問時間は17分程度であろう。**
- 2: 非常に沢山の質問項目を並べているが、戸田尋問に先行する福田議員への「主尋問」（共産党弁護士による）への福田議員の回答の内容や、戸田の反対尋問への回答の仕方によって、**この原稿に書かれた質問を取りやめて次に進む事は多々あり得る。**  
.....そういう事を想定して、この原稿には沢山の質問項目を挙げている。
- 3: 法廷における尋問では「相手を論破するように追及し議論をする」のではなく～そんな事をすればたちまち時間が無くなってしまおう～、「『おかしな回答をしたな、まともな回答になっていないな』と裁判

官

に印象づける」事が目的なので、「おかしな回答を引き出したら、さっさと次の質問に移る」ようにする。.....そういう意味でも、この原稿でも質問項目のかなりの部分が省略されていく。

- 4: 「福:」の部分は福田議員の想定回答で、「戸:」はそれへの戸田の対応。  
いろんな回答・対応パターンを想定してある。

~~~~~

<前振り> 尋問でウソを答えると「偽証罪」になりますから、くれぐれもウソをつかないようにして下さいね。  
いいですね。

## 【1】「日本共産党門真市委員会」に関して

Q1: 「日本共産党門真市委員会」というのは、国会政党たる日本共産党の正規の下部組織だと思いますが、それは公然たる組織ですか？ それとも非公然の組織ですか？

福: 正式な公然たる組織です。

福: それはどういう意味ですか？ 意味が分かりません。

Q2: 私が門真市に住んで23年、門真市議になって16年ですが、「共産党門真市委員会」の委員長の名前だけは今回の裁判で初めて知りましたが、それ以外の役員や構成員の名前はまだ示してもらってません。せめて構成員の人数と役員の氏名くらいは明らかにしてくれませんか？

福: 公表する必要は無いと考える。

.....戸: せめて構成人数だけでも答えて欲しいが、どうですか？

戸: 「役員氏名も構成人数も答えられない」という事であれば、「非公然組織」と言えるのではないですか？

福: .....

福: 人数は〇〇人で、委員長以外の役員は〇〇、〇〇.....

Q3: 福田議員は当然、市委員会のメンバーだと思いますが、どうですか？ また役職は何ですか？

福: 回答する必要無し

福: 私はメンバーです。役職は.....

Q4: 現職の共産党市議はみな市委員会のメンバーだと思いますが、どうですか？

福: 回答する必要無し

福：みなメンバーです。

Q5：共産党門真市委員会の会議は、定例会的なものとしては、どれくらいの頻度で、どこで開くんですか？  
毎週1回とか、月に1回とかですか？

福：回答する必要無し

福：〇〇〇〇、〇〇〇〇

【1】・・・1分30秒

## 【2】「門真民報」発行と福田議員ブログに関して

Q1：あなたの陳述によれば、門真民報の発行部数は「毎週約2000部」という事ですが、これだと4人の議員団で議員ひとりあたり500部に過ぎず、少なすぎるように思いますが、私も取っている「赤旗日曜版に挟み込むもの」も含めて、本当に「毎週約2000部」発行ですか？  
また、「赤旗日曜版」の門真市内の購読件数は何件ですか？

福：

Q2：議員団4人が配布したり赤旗日曜版に挟み込む以外にも、別ルートで配布する分もあると思うのですが、それは何部くらいですか？

福：

Q3：あなたの陳述では、「毎週木曜日から配達が始まる」という事ですが、駅頭などで一般市民に配布されるのは金曜朝のはずなので、「木曜日に配達される」のは、一般市民ではない、限られた支持者達に配布されるだけではないですか？  
それはどういう人達に、どれくらい配布されるのですか？

福：

Q4：あなたの陳述では、「議員団のHPには金曜日に門真民報の全内容が掲載される」、という事ですが、HPにアップするのは金曜日の朝ですか？昼前後ですか？それとも夕方くらいとか夜ですか？

福：

Q5：あなたのブログでは、これまで門真民報の中の重要記事全文について、発行日の日曜日や駅頭配布およびHP公表の金曜日以前にアップした事は、本件の「7/13 門真民報での戸田議員非難の見解記事」を7/10木曜日にブログアップした以外にはないはずですが、どうですか？  
あるか、ないか、もしもあるとすれば、いつどのような記事だったのか、端的に答えて下さい。

福：

Q6：つまり、門真民報の中の重要記事全文を木曜日に自分のブログにアップしたのは、極めて異例だったという事ですね。異例だったか否か、端的に答えて下さい。

福：

Q7：なぜあなたは、こういった異例な木曜日アップをしたのか、理由を端的に答えて下さい。

福：

戸：「とにかく早急にネットで宣伝したい」、という気持ちに駆り立てられたからだ、ということで理解しておきます。

【2】・・・2分15秒

## 【3】公開質問状への対応に関して

Q 1 : 2005 (平成 17) 年私が連帯労組仲間からの寄付にからんで、12月議会開始直前に議員仕控え室で逮捕されるという事件があり、その際あなたを含んだ共産党議員団は、与党4会派と共同して、私に対して「説明責任を果たしていない」等の理由を付けて、初日本会議に私に対して議員辞職勧告決議を出して可決するという、非常に理不尽な事をしました。

この件について、私が極めて不自由な獄中から、全議員に対して公開質問状を出しましたが、あなたを含んだ共産党議員団は、与党4会派と全く同様に、何の回答も対応を示しませんでした。

私には説明責任という言葉を盾にして辞職勧告しながら、自分らは自らの議会行動に対する説明責任を全く果たそうとしなかったわけですが、いったいどういう理由で私からの公開質問状への無対応を決めたのですか？

この時の議員団代表は故中西議員でしたが、端的に答えて下さい。

福：・・・・・・・・

Q 2 : へんな回答ですね。

ところであなたが門真市議になって以降、他の議員から公開質問状を受けたのは、この2015年12月に私から受けたのが最初ではないですか？

福：

Q 3 : その後、2007 (平成 19) 年4月に、市議選を控えた候補予定者全員に「議会改革」についての公開質問状を送った時も、あなたを含んだ共産党議員団は何の回答も対応を示しませんでした。

この時は保守系の現職や候補者5人は回答しており、革新政党たる共産党の無回答無対応の異様さが際立ったものですが、いったいどういう理由でそういう対応をする事を決めたのですか？

この時点でも議員団代表は故中西議員でしたが、端的に答えて下さい。

福：

Q 4 : へんな回答ですね。

しかしその後、2012 (平成 24) 年になると、すでにあなたが共産党議員団代表になって6年目に入っていたためか、消防議会亀井副議長問題に絡んで、私が「共産党議員団への9/7公開質問書」を出して、

(1) 議会公開原則と市民の知る権利の重さの認識等について

Q 1 : 貴議員団は、所属議員の公職者としての言動に関して質問があった場合はちゃんと回答しますか？と質問したところ、あなたがた議員団は、「9/14回答書」を寄せて、

A 1 : 回答します。

と明確に回答しています。

これは、あなたが主導して、共産党議員団の中で、「いつまでも公開質問状に無回答無対応ではまずい」という認識が生まれるようになったからではないかと思いますが、どうですか？

福：

Q 5 : .....

この2012 (平成 24) 年の「9/14回答書」の段階では、「もしも戸田議員がけしからん事をした場合は、絶対永久的な回答拒否宣言をしても良いのだ」、という事はおおよそ考えていなかったはずですが、どうですか？ そういう例外措置を考えていたのか、いなかったのか、端的に答えて下さい。

福：

Q 6 : それでは、2014 (平成 26) にあなた方が私から、「5/21公開質問状」を出受け取った時点では、「もしも戸田議員がけしからん事をした場合は、絶対永久的な回答拒否宣言をしても良いのだ」、という事を考えてい

たのか、いなかったのか、端的に答えて下さい。

福：

Q7：それでは、同年にあなた方が私に対して、「5/28 回答書」を出した段階ではどうでしたか？

「戸田議員がけしからん事をした場合は、絶対永久的な回答拒否宣言をしても良いのだ」、という事を考えていたのか、いなかったのか、端的に答えて下さい。

福：

Q8：あなたは議員になる前は大阪市の職員をしていましたが、その時代には、「自分がけしからんと思う大阪市議からの公開質問には回答拒否しても良いのだ」、という事は、公務員の公務についての説明責任からして絶対に許されない事だと認識していたはずですが、どうですか？

そういう認識をしていたか、いなかったか、端的に答えて下さい。

福：

Q9：「特定の議員を指定して、その議員からの公開質問状には全て回答拒否する」という事が、市の職員には許されないが、門真市共産党の議員には許される、とあなた方が判断している理由は何ですか？

端的に答えて下さい。

福：・・・・・・・・

Q10：全然答えになってませんね。次に行きましょう。

「議員が他の議員からの公開質問状に対して、その都度無視するとか回答拒否する」とかは、まあある事ですが、「ある議員や議員集団が」、「特定の議員を指定して」、「その議員がどんな内容の質問をしようとも、絶対に回答を拒否する事をあらかじめ宣言する」、という事例は、日本の議会史上今まで無かったはずですが、あなたはこのような例を他に知っていますか？

福：・・・・・・・・

Q11：例えば、門真市の自民党議員があなたかた共産党議員に対して、同じ措置を取った場合、あなた方はそれを容認しますか？

容認するか、しないか、端的に答えて下さい。

福：仮定の話には答えられない。

答えたくない。・・・・・・・・

Q12：「自民党や他の議員がやるのはだめだか、自分らがやるのは良い」、という認識ですか？

(自民党議員側が「しかるべき理由」なるものを主張した場合、・・・・)

福：

Q13：あなた方がやった「特定議員への永久絶対的な回答拒否宣言」は、日本議会史上初めての悪い実例であり、これが容認されたら大変悪い事になっていく、という認識を、あなたは持っていますか？

持っているか、いないか、端的に答えて下さい。

福：そういう問題ではありません(?)

Q14：あなた方が2014(平成26)年7/13見解でやった「特定議員への永久絶対的な回答拒否宣言」は、とてつ

もなく大変な事ですが、7/13 見解を作成するにあたって、共産党門真市委員会の了承は取り付けましたか？  
また、それより上部の「北河内委員会」とか「大阪府委員会」とかの了承は取り付けましたか？

福：そういう了承は得ていません。単独で決めました（？）

Q15：事前了承が無かったとしても、門真市共産党議員団が7/13 見解を公表実践し、私が大反発してネットで大々的に批判し、また裁判も起こした以上、「北河内委員会」も「大阪府委員会」も、あるいは共産党中央も、門真市共産党議員団が「特定議員への永久絶対的な回答拒否宣言」を発して実行している事は事後に知っているはずですが、どうですか？

福：ほかの機関はしらないと思う（？）

Q16：共産党門真市議員団以外の共産党の組織、とりわけ上部組織が、「特定議員への永久絶対的な回答拒否宣言」について全く異を唱えていない以上、共産党という組織が、「特定の議員を指定して」、「その議員がどんな内容の質問をしようとも、絶対に回答を拒否する事をあらかじめ宣言し実行する」事を容認しているのだ、と考えるほかないと思うが、どうか？ 端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q17：門真市共産党議員団や共産党門真市委員会は、本件紛争裁判の事を「北河内委員会」や「大阪府委員会」などの上部組織に報告しているはずだが、どうか？ 報告しているのか、いないのか、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q18：自分らが正しいという体裁を取るならば、一応は形だけでも「戸田議員がこれこれの事を謝罪撤回するまでは質問には回答しない」、という条件を付けるのが普通だと思うんですが、あなたがたはそういう解除条件をいっさい付けず、全面的永久的な回答拒否宣言を行なっているが、これはなぜですか？  
(そういう解除条件を付ける事自体が、論議を呼んで却って自分らに不利だと思ったからですか？)

福：ムニャムニャ

Q19：私に対する「全面的永久的な回答拒否宣言」は、今からでも取り消すべきだと思いますが、あなたはそういう考えを持っていますか、いませんか？ 端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q20：私は単なる個人ではなく、2000人、3000人規模の有権者の負託を受けた議員であり、その数は2003年市議選でも2007年、2011年市議選でも共産党議員の誰よりも多くの得票数を得て、2014年段階に至ってますから、私という議員に対する「全面的永久的な回答拒否宣言」は、そういった有権者の負託を踏みにじるものだと思いますか？  
そのように思っているのか、いないのか、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q21：なるほど、つまり、日本共産党という組織は門真市共産党議員団が、他の議員からの公開質問状に対して「全面的永久的な回答拒否宣言」を実行する事を容認する政党である、という事ですね。  
そうであるのか、そうでないのか、端的に答えて下さい。

【3】・・・9分10秒

## 【4】「4/27 門真民報記事」と「5/28 回答」などに関して

Q1：あなたは、私が長年自治会の民主化・適正化や規約の整備を求める本会議質問をしてきた事を同じ議場で聞いてきたのだから、門真市の「自治会HB」は他市のような単なる自治会便利帳ではなく、民主化・適正化や規約の整備を促すところに特色がある事を知っていると思うが、門真市の自治会HBの特色について、どのようなものだと認識していますか？

福：ムニャムニャ

戸：今の答えだと、門真市当局も説明している門真市の自治会HBの特色を、あなた方は認識しておらず、単なる「自治会便利帳」的に良いものが出来た、としか認識していない事になりますね。結構です。

Q2：福田被告に {甲第2号証} 「4/27 門真民報記事」を示します。

見て下さい。

3段記事の左上に自治会HBの表紙画像をドンと載せ、右側縦に「自治会活動サポート」、「自治会ハンドブック作成される」と大きな見出しを書いた上で、上段中段に「自治会HBが発行されたという事実」と「発行された自治会HBの内容と印象」を書き、

下段の文末近くに「地域によっては、自治会長が毎年変わるようになっていたり、2年ごとであったりとバラバラですが、誰がなっても困らないようにできないのか等、相談を受け、議会で取り上げていたことが実ったものです。」、と書いていますね。

このレイアウトと文章を見れば、誰も「自治会HBの発行は共産党議員の活動が実ったものだ」、或いは「自治会HBの発行には共産党議員の活動が大きく寄与している」、と認識すると思うのですが、実際、私が聞いてみたところ、自民党の議員も、公明党や民主党系の議員もそのように理解して、それゆえ、「共産党がウソを書いている」と判断したわけですが、

福田議員は、これをあくまでも「自治会HB内の担当部署一覧表について、共産党議員の議会活動が実ったものだ」という意味の記事だし、そのようにしか読めない」、と主張するわけですか？

端的に答えて下さい。

福：そのようにしか読めない。

Q3：今の答えでは、あなた方の日本語感覚はまともじゃないと言う他ありませんが、仮に、もしそういう意図であったならば、なぜ「相談を受け、議会で取り上げていたことが、この一覧表に反映されました」、というような書き方をしなかったのですか？

紙面スペース的にもそれは十分可能なのに、なぜそうしなかったのですか？

福：ムニャムニャ

Q4：全然答えになってませんね。

では、「議員の働きかけの中で、自治会HBにつながった」、という言葉と、「議員の働きかけの中で、自治会HBの発行につながった」、という言葉は、意味が違う言葉でしょうか？

私は同じ意味だと考えますが、あなたはどうか考えるのか、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q5：次に、「議員の働きかけの中で、自治会HBの発行につながった」、という言葉と、「議員の働きかけの中で自治会HBの策定につながった」、という言葉は、同じ意味だと私は考えますが、あなたはどうか考えるのか、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q 6：では、「議員の働きかけの中で、自治会HBの策定につながった」、という言葉と、「議員の働きかけの中で、自治会HBの中の一覧表につながった」、という言葉は、同じ意味ですか？  
誰が見ても意味範囲が全然違う言葉だと思いますが、あなたはどうか考えるのか、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q 7：福田被告に {甲第 4 号証} 被告らの「5/28 回答書」を示します。  
この2ページの「A 3：」の回答の下段に、  
以上のように、わが党は、立場の違いを超えて、自治会の自主的な活動を支援していく方策について求めてきました。  
このような働きかけの中で、自治会ハンドブックにつながったものと評価しています。  
と、書かれていますね。  
書かれているという事実を確認して下さい。

福：はい、書かれています。

Q 8：次に {甲第 11 号証} 2014 (平成 26) 年の「11/23 門真民報」を示します。  
1 ページめ左下段に<「自治会ハンドブック」 発行に関する経過について 党市会議員団の見解>  
との見出しと文章があって、2 ページめ右下に 2 段に渡ってその続きの文章があり、その下段右側に  
「党議員団としてこのような働きかけの中で、自治会ハンドブックの策定につながったものと評価し、  
4 月 27 日付の門真民報記事の掲載に至ったもので、」  
と書かれていますね。  
書かれているという事実を確認して下さい。

福：はい、書かれています。

Q 9：こういう事実を見ると、共産党議員団は、事件が発生したがまだ提訴されていない 2014 (平成 26) 年段階においては、「自分らの議会活動が自治会ハンドブックの策定につながった」ものと評価、すなわち事実認定しており、4/27 門真民報記事はそのような認識に立って書いたものだった、と認定する他ないはずですが、あなたはこの認定に同意しますか、しませんか？ 端的に答えて下さい。

福：「評価」しているだけで、評価は人それぞれです。・・・

戸：「評価した事」、と「事実経過の認識」は別物だ、という話は成り立ちませんよ。デタラメもたいがいにして下さいね。

Q10：さて、あなた方は、今年 2 月に私から提訴され、4 月に答弁書を出した時に初めて、  
1：「自治会HD発行の契機を作ったのは原告・戸田議員だ」と認め、同時に、  
2：「4/27 門真民報報道は、自治会HBの発行自体が共産党議員団の活動成果だなどと宣伝しているものではなく、HBの中の問い合わせ窓口一覧表について、亀井議員の質問が実ったものだ」という評価を述べたに過ぎない。」  
という「2つの説明」を、初めて言い出しましたね。  
今年 4 月の答弁書以前は、あなた方はこの「2つの説明」を全く行なっていませんね。  
その事をまず確認します。4 月答弁書以前に行っていたか、いなかったか、端的に答えて下さい。  
ウソをつくとは偽証罪になりますから、注意して答えて下さい。

福：4 月答弁書以前には行なっていなかった。

Q11：提訴されて4月答弁書を出す以前になぜこの「2つの説明」を言わなかったのですか？  
言わなかった理由を、ウソはつかず、端的に述べて下さい。

福：ムニャムニャ

Q12：私の5/21 公開質問状に対する5/28 回答書で、そういう「2つの説明」をしておけば、単に「誤解を招きかねない書き方だった。今後は注意する」的なレベルの話で1件落ち着いた事なのに、  
また、その後の紛争過程でも、こういう説明をしていれば私を激怒させる事もなかったし、12月議会であなただけが問責決議される事もなかったはずですが、なぜそういう説明をしなかったのですか？

福：ムニャムニャ

Q13：全然答えになってませんね。  
さて、今年4月答弁書以降のあなた方の主張に沿って、もしも私を非難するとすれば、「我々は自治会HBの中の一覧表に我々の活動の成果が反映された、と説明しているのに、戸田議員は『共産党は、自治会HB発行は自分らの活動成果だ、と成果捏造してる』、という事実と反する非難宣伝をしているからケシカラン！」、というものになるはずですよ。  
しかし昨年7/13 見解での私への非難は、そうではなかった。  
それはなぜですか？端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q14：「自治会問題についての議会質問をしたか否か」と、「自治会HB発行につながる議会質問をしたか否か」、そして「自治会HBの一部内容につながる議会質問をしたか否か」、この3つは、全然意味範囲が違うはずですが、あなたはどのように考えますか？ 端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q15：昨年7/13 見解での私への非難は、「戸田は、『共産党は自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない』、という事実と反する誤った認識に基づいて、共産党議員団に『捏造疑惑』という不当なレッテルを貼って非難している」、という認識に立ったものですが、  
私は、「自治会HB発行につながる質問をしていないのに、それにつながる質問したかのように書いたから『成果捏造疑惑』だ」、とやってきただけです。  
あなたは、私が「『共産党は自治会問題を議会で取り上げた事は一度もない』から『成果捏造疑惑』だ」と、いつ、どういう文書で主張したと言うのか、示して下さい。

福：ムニャムニャ

Q16：全然示せない、という事を確認して次の質問に移ります。  
(福田回答があまりに酷いものなら、反論提示もありかも)  
{乙第2号証} 門真市が2012(平成24)年4月に作成し、5月6日に自治会に配布した「自治会活動関連問い合わせ窓口一覧表」を示します。  
これが2012(平成24)年3月議会での亀井議員質問の成果として作成されたものですね。  
そしてまた、これが作成されてから自治会HBが発行されるまでは、2年の歳月がありますね。

福：はい。

Q17：あなた方は、「しかしこの一覧表の内容はまだ不十分だったので、亀井議員は地域活動課に一層の充実を求めていった」、と提訴以前も提訴後も、これは終始一貫述べていますね。

福：はい。

Q18：しかし、亀井議員の「庁内連絡先一覧表の充実要求活動」が、いつといつ、どのような形式（口頭か、電話か、文書か等）で、どういう点の改善を求め、その都度の市の回答はどうだったのか、という事の裏付け記録が全く出されていないんですが、なぜ出さないのですか？

あなたは裏付けを取りましたか？ ウソをつかず、端的に答えて下さい。

福：ムニャムニャ

Q19：歴代の担当課長は、亀井議員からそういう働きかけは全く受けていない、と私に証言している事実を、あなたはどう考えますか？

福：ムニャムニャ

Q20：「亀井議員の充実要求活動」は実は存在しなかった、としか思えませんが、次に、  
〔甲第1号証〕自治会HBの8ページと9ページを示します。  
ここに「自治会活動関連問い合わせ窓口」の一覧表が載ってますね。

福：はい。

Q21：あなた方は、亀井議員質問によって作成された一覧表が、亀井議員の充実要求活動によって改善されて、それが、この自治会HB内の一覧表になった、と終始一貫説明していますが、そもそも亀井議員由来の一覧表がなかったとしても、自治会HB発行を企画するのであれば、こういう一覧表は必ず掲載される性質のものだ、とは考えませんか？

福：ムニャムニャ

Q22：「亀井議員の充実要求活動」の存在自体が疑わしいですが、それはそれとして、この2つの一覧表を比べると、自治会HB内の一覧表の方が「担当窓口の所在地の記載が無くなった」、「見開き状態でなくウラオモテ2ページに分断されてしまった」、という点で、「一覧表のレベル」としては「低下した」、としか思えないのですが、「自治会HB内の一覧表の方が改良された」という点は何かありますか？

福：レイアウトが・・・ムニャムニャ

戸：それは「改良された」とは言えないでしょう。

「亀井議員の充実要求活動」なるものは存在しなかったし、一覧表の改良も存在しない、となれば、「自治会HBの内容への反映」についてすら、共産党の議会活動は無関係だった、という事になります。

【4】・・・11分0秒

次に、

## 【5】裁判文書作成の段取りや実務に関して

Q1：裁判提出文書は愛須弁護士が作成していると思いますが、福田議員やその他の被告はどういう形で裁判文書作成に関わっていますか？

全体での協議、弁護士への説明、原案の作成やその点検と了承、などに渡って説明して下さい。

福：あれこれ（短時間で終わらせるよう）

Q2：被告側の4月答弁書も、「6/19準備書面(1)」も「10/9準備書面(2)」も、全てあなたがその内容に同意し

た上で提出されたものですね。

そうであるのか、そうでないのか、端的に答えて下さい。

福：私が同意した上で出されたものです。

Q 3：裁判に出す文書については、事実についてウソを書いてはならない、と私は考えますが、あなたの考えは  
どうですか？

被告側文書で、「事実についてウソを書いた」事はありませんか？

福：あれこれ

Q 4：被告は「6/19 準備書面(1)」で、「自治会HBは元々門真市が企画していたもので、戸田議員の質問はHB  
発行の契機になったのではなく、亀井議員質問と同様にHB内容の一部への反映を作ったに過ぎない」とい  
う主張を突如として打ち出し、次の「10/9 準備書面(2)」ではこの主張を取り下げる、という事をしていま  
すが、これは「6/19 準備書面(1)」で「事実についてウソを書いた」という事ではないですか？

福：あれこれ

Q 5：弁護士に十分に資料を見せて説明しているはずなのに、なぜ、「6/19 準備書面(1)」のように、その前後と  
は全く違うデタラメな事実認定が出てくるのですか？

また、なぜあなたは「6/19 準備書面(1)」の内容に同意したのですか？

福：あれこれ

Q 6：長文の文書で突如として新たなデタラメを主張し、それを約4ヶ月も経ってから取り下げる、という事によ  
って、文書を精読吟味しなければいけない私にも裁判官にも、不当な労力をかけた事について、あなたは  
文書作成に関わった一員として、私や裁判官に謝罪の意を表すべきですが、どうですか？

福：あれこれ

戸：今までの答えて、門真市共産党議員団の知的モラルや認識能力が非常に低い事がよく分かりました。

さて、次、

【6】・・・2分07秒

## 【6】被告らの今までの出廷拒否や裁判情報への封鎖などについて

Q 1：あなたは、私から名誉毀損で賠償と謝罪広告を出せ、と提訴された事について、不当な提訴でしからん、  
共産党議員団の言論の自由を圧迫する重大問題だ、と考えていると思いますが、どうですか？

福：不当提訴だと考えている。

Q 2：不当だと考えているのなら、「こういう不当な提訴は許せない！」と報道して支援を呼びかけるのが普通だ  
と思いますが、門真民報でも、あなたのブログでも、他の共産党議員のブログでも、提訴された事自体の報  
道すらしていないのは、なぜですか？

そして被告4人が今まで全く出廷しなかったのも、非常に異様ですが、なぜですか？

どこでの意志決定として、そうなったのですか？

福：ムニャムニャ

Q 3 : この裁判の内容を知られると、自分らの過ちを支援者からも一般市民からも、検証されてしまう事になるから、それを嫌ってあなた側のメディアではいっさい報道しないのではないですか？  
門真民報の発行元になっている「共産党門真市委員会」の判断はどのようなのですか？

福：ムニャムニャ

Q 4 : この裁判の内容は、共産党「門真市委員会」の中では当然共有しているはずですが、どうですか？  
「北河内委員会」や「大阪府委員会」などにも報告しているものと思いますが、どうですか？

福：ムニャムニャ

【6】・・・1分17秒

戸：最後に、

### 【7】 亀井議員の消防議会不祥事について、

Q 1 : 2012（平成24）年の7月の守口市門真市消防組合議会で副議長になったばかりの亀井被告が、消防議会副議長の肩書において、私の家にやって来て、私がHPアップした7月消防議会音声を削除しろ、という不当な要求をしたわけですが、この亀井被告の行動は、事前に共産党議員団もしくはあなたか同意した上での行動ですか？

福：事後に報告を受けて了承しました。  
事前に提起を受けて了承していました。

Q 2 : 「情報公開や『開かれた議会』を積極的に進める政党」として社会的に認知されている共産党の議員が、消防議会規則で禁止規定も無い、しかも消防服談合疑惑という重大問題を審議した議会音声のネット公表をやめさせようとしたのは、大問題だと思いますが、どうですか？

福：ムニャムニャ

Q 3 : この5ヶ月後の12月消防議会で、亀井副議長は突如として、「一身上の都合で副議長辞職」を申し出て副議長を辞職したわけですが、この辞職申し出は、亀井議員が単独で決めた事ですか？  
あなたや議員団の事前協議があったのですか？

福：ムニャムニャ

Q 4 : この時の「一身上の都合」とは何の事か、説明して下さい。  
門真市議会の総意として消防議会副議長に推挙決定された人が、辞職する理由を門真市の議員達に明らかにしないのは、「説明責任」の上から許されない事だと思いますが、共産党の議員だけ真相を知っていればいい、という考えですか？

福：ムニャムニャ

Q 5 : 消防議会の副議長が、門真市の消防議員の過半から強い批判を受ける中で、就任僅か5ヶ月の任期途中で辞職するのは、門真市議会にとっても、門真市共産党議員団にとっても、前代未聞の不祥事だと思いますが、あなたはこれを「不祥事」だと考え、反省していますか？  
また、市民に対して消防議会副議長の理由をちゃんと報道しましたか？

福：ムニャムニャ

Q 6 : 私は、今回の事件は、知性も見識も低くて、間違っただけのおかしな行動に走りかちな亀井議員が、

門真市の自治会HBの本当の意義を理解せずに、単に自分がかつて言っていた「自治会ガイドブック」という便利帳的なものと混同して、自分の活動成果だと思い込んで4/27 門真民報記事を書き、その後もあれこれ引き回したために発生したものだろう、被告の裁判文書の混乱もそのせいだろう、と推測していますが、これについて、あなたはどのように考えていますか？

【7】・・・2分38秒

総計・・・・・・29分

あと12分削減を！！